

一 爭議發生ノ場所

足立区千住東所八〇番地

二 事業主側

名 稱 中子製紙株式會社

代表者 寺務取清後 原 繁 造

資本金 五十萬圓(半額拂込)

事業種類 製紙「ボール紙」

使用労働者 一四七名「内女四〇名」

三 労働者側

爭議参加者 一四七名

労働組合関係 ナシ

四 爭議發生ノ日

一月九日

爭議發生ノ原因

標記會社ハ他ノ同業會社ニ比シテ労働賃銀其ノ他ノ待遇不良ナ
リトシ職上續地四郡外数名主謀トナリ對業協義中ナリシカ職
工全員ノ同意ヲ得タルヲ以テ本月八日別記ハ昇給其ノ他ニ関
スル願書ヲ會社ニ提出シタルニ翌九日別記ハ「如キ回答アリ
タルカ賞與ニ於テ會社ノ業態如何ニ依リ増減ストアルハ賞與
減額ヲ求ス虞アルヲ以テ減シノ字句ヲ削除セラレタリト交渉
シタルニ拒否セラレタルニ因ル

交渉状況

一月九日午前十一時頃會社側ノ招致ニ依リ従業員代表續地四
郡外八名ハ會社ニ於テ管理人斎藤利三郡ト會見シタルカ會社
側ハ別記回答書ヲ従業員代表ニ交付シ兼認ヲ求メタルニ賞與
金ヲ項但書ノ普通賞與金ハ毎期ニ於ケル會社ノ業態如何ニ依
リ増減ストアルハ賞與減額ヲ求スノ虞アルヲ以テ減シノ字ヲ削
除シ通商ニ修正セラレタリト交渉セルニ會社側ハ營業成績ニ